

連合神奈川女性委員会第36回定期総会

日 時 2025年12月10日(水) 15:30~
場 所 ワークピア横浜
内 容 2025年度の1年間の活動報告および2026年度の活動方針、
連合神奈川運営規定改定および役員体制の提案が承認された。

～総会次第～

開会あいさつ

議長団選出

総会役員任命

司会：瀬戸幹事（全印刷）

電機連合 原田さん・JEC連合 勝浦さん

総会書記長 瀬戸幹事（全印刷）

資格審査委員長 電力総連 長島さん

資格審査委員 自動車総連 荒井さん

J A M 河原さん

女性委員会代表あいさつ

連合神奈川代表あいさつ

祝電・メッセージ披露

経過報告

第1号議案「活動方針（案）」

第2号議案「運営規定改定（案）」

第3号議案「役員選出（案）」

新旧役員あいさつ

総会宣言（案）

総会役員・議長団解任

閉会あいさつ

村上委員長（神教協）

林 会長

中島幹事（JEC連合）

山崎副委員長（情報労連）

吉成事務局長（電機連合）

吉成事務局長（電機連合）

前島選考委員 …次頁参照

宮田幹事（自動車総連）

出席者 全体79名

（女性委員会役員16名含む）

女性委員会運営規定改定について

連合神奈川の運動方針に基づき、女性委員会活動の推進のため運営規定を見直し、更なる女性委員会活動の活性化をはかります。主に、目的として「多様な仲間とつながりを広げ、次代を担う人材の育成」を追加、これまで総会の準備や運営に費やしてきた時間を、目的達成に向けた活動をするため総会の廃止、また総会廃止に伴う年間計画や報告・決算方法の見直し、連合神奈川運動方針の具体的な活動を推進するため幹事会の運営について変更、また更なる運動推進のため柔軟な役員を選出ができるよう、役員を選出について変更するものです。

上記のため、現行の運営規定を以下の通り改定することとします。

旧	新
<p>第1条（名称と事務局）</p> <p>この委員会は、日本労働組合総連合会神奈川県連合会女性委員会と称し、略称を連合神奈川女性委員会（以下、女性委員会）という。</p> <p>女性委員会の事務局は、連合神奈川事務所内におく。</p>	<p>第1条（名称と事務局）</p> <p>この委員会は、日本労働組合総連合会神奈川県連合会女性委員会と称し、略称を連合神奈川女性委員会（以下、女性委員会）という。</p> <p>女性委員会の事務局は、連合神奈川事務所内におく。</p>
<p>第2条（位置づけ）</p> <p>女性委員会は、連合神奈川規約第5条ならびに第6条による女性委員会とし、連合神奈川の執行委員会と連携し、運営される。</p>	<p>第2条（位置づけ）</p> <p>女性委員会は、連合神奈川規約第5条ならびに第6条による女性委員会とし、連合神奈川の執行委員会と連携し、運営される。</p>
<p>第3条（構成）</p> <p>女性委員会は、連合神奈川構成組織の女性組合員をもって構成する。ただし構成組織女性組合員の担当役員でも構わない。</p>	<p>第3条（構成）（変更）</p> <p>女性委員会は、連合神奈川構成組織の女性組合員、<u>および構成組織女性組合員の担当役員等、産別代表者をもって構成する。</u></p>
<p>第4条（目的）</p> <p>女性委員会は、「連合の進路」のもと、女性の参加と連帯を促進し、女性に関する政策・制度の改善と、男女平等の社会づくりを進めることを主たる目的とする。</p>	<p>第4条（目的）（変更）</p> <p>女性委員会は、「連合の進路」のもと、女性の参加と連帯を促進し、<u>多様な仲間とつながりを広げ、次代を担う人材の育成、また、女性に関する政策・制度の改善を進める</u>ことを主たる目的とする。</p>
<p>第5条（活動）</p> <p>女性委員会は目的達成のため、次の活動を自主的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 女性に関する連合および連合神奈川の機関決定事項の実践活動2. 女性組合員相互の連帯を高める交流活動3. 女性の社会参加と社会的地位向上の活動	<p>第5条（活動）</p> <p>女性委員会は目的達成のため、次の活動を自主的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 女性に関する連合および連合神奈川の機関決定事項の実践活動2. 女性組合員相互の連帯を高める交流活動

<p>4. 文化・体育・教育活動 5. その他</p>	<p>3. 女性の社会参加と社会的地位向上の活動 4. 文化・体育・教育活動 5. その他</p>
<p>第6条（機 関） 女性委員会の運営のため、次の機関をおく。 1. 総 会 2. 四役会議 3. 幹事会</p>	<p>第6条（運 営）（変更） <u>1. 女性委員会は、年間活動計画の策定、活動を検討・実施し、活動については執行委員会に報告する。</u> <u>2. 女性委員会の運営のため、次の機関をおくことを基本とする。</u> ①四役会議 ②幹事会</p>
<p>第7条（総 会） 1. 総会は、女性委員会の最高意思決定機関とし、原則として毎年1回開催する。 2. 総会の代議員は構成組織の組合員数により、次の基準で選出する。 ①10,000人以上 5人 ②5,000人以上～10,000人未満 4人 ③3,000人以上～5,000人未満 3人 ④1,000人以上～3,000人未満 2人 ⑤1,000人未満 1人 3. 総会の付議事項は、活動方針・役員の選出・予算・決算、および連合神奈川の女性活動に関する事項とする。 4. 総会は、代議員の過半数以上の出席で成立し、議事は出席代議員の過半数以上の賛成をもって可決する。 5. 総会の議長は、出席代議員より選出する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条（委 員 会） 1. 委員会は、総会の決定にもとづく活動方針を具体的に推進するため、活動の企画、行動計画を立案する。 2. 委員会は、第10条に定める役員、および産別代表者をもって構成する。 3. 委員会の進行・司会は事務局長が行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第9条（幹 事 会） 1. 幹事会は、定期的を開催し、総会決定の具体的な活動を推進する。 2. 幹事会は、第10条に定める役員をもって構成する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第10条（役員とその任務）</p>	<p>第7条（役員の種類とその任務）（変更）</p>

<p>女性委員会に、次の役員をおく。ただし、役員の任期は1年とし再選を妨げない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員長1名 女性委員会を代表し、総括する。 2. 副委員長若干名 委員長を補佐し、委員長事故ある時はこれを代理する。 3. 事務局長1名 女性委員会の業務を総括する。 4. 事務局次長若干名 事務局長を補佐し、事務局次長事故ある時はこれを代理する。 5. 幹事若干名 女性委員会の業務を担当する。 	<p>女性委員会に、次の役員をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員長 1名 女性委員会を代表し、総括する。 2. 副委員長 若干名 委員長を補佐し、委員長事故ある時はこれを代理する。 3. 事務局長 1名 女性委員会の業務を総括する。 4. 事務局次長 若干名 事務局長を補佐し、事務局次長事故ある時はこれを代理する。 5. 幹事 若干名 女性委員会の業務を担当する。
<p>第11条（役員の選出と補充）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員は、総会で選出する。ただし、構成組織の事情および個々の理由によって、役員を離任するときは、出身構成組織から役員を補充することができる。 2. 役員の選出は、役員選考委員会を設置して選考し、構成組織から推薦された者を候補者とする。 3. 欠員が生じ補充された任期は、前任者の残存期間とする。 4. 1項での補充については執行委員会にて報告する。 	<p>第8条（役員の選出と補充）（変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>役員は、連合神奈川第29条1項および4項に準じ、各構成組織2名以内として選出する。</u> 2. <u>委員長は、大会で選出された局長とする。また、副委員長・事務局長・事務局次長の選出にあたっては、役員選考委員会を設置し、その定数を定め、ついで、構成組織からの推薦者を対象に選考のうえ選出する。</u> 3. 構成組織の事情および個々の理由によって、役員を離任するときは、出身構成組織から役員を補充することができる。 4. 欠員が生じ補充された任期は、前任者の残存期間とする。 5. 選出および補充については執行委員会にて確認する。
<p>第12条（会議の運営）</p> <p>女性委員会の会議の運営は、この規定に定める他、連合神奈川の諸規約に準じて行う。</p>	<p>第9条（会議の運営）（条数変更）</p> <p>女性委員会の会議の運営は、この規定に定める他、連合神奈川の諸規約に準じて行う。</p>
<p>第13条（予算）</p> <p>女性委員会の予算は、連合神奈川の定める予算を充てる。</p>	<p>第10条（予決算）（変更）</p> <p>女性委員会の予算は、連合神奈川の定める予算を充てる。決算は、毎年1回、執行委員会にて報告する。</p>
<p>第14条（規定の改定）</p> <p>この規定の改定は、連合神奈川の執行委員会の議を経て、総会で確認決定する。</p>	<p>第11条（規定の改定）（変更）</p> <p>この規定の改定は、連合神奈川の執行委員会で確認決定する。</p>
<p>第15条（規定の発効）</p>	<p>第12条（規定の発効）（条数変更）</p> <p>この規定の発効は、1990年9月18日より</p>

この規定の発効は、1990年9月18日よりその効力を発する。	その効力を発する。
2013年4月23日 第269回執行委員会にて改定⇒12月3日 第24回定期総会確認	
2017年10月24日 第320回執行委員会にて改定⇒12月8日 第28回定期総会では提案なし	
2025年11月25日 第415回執行委員会にて改定⇒12月10日 第36回定期総会で確認	

※連合神奈川規約

第29条（役員任期と補充）

1. 役員任期は、選出された大会から翌々年の大会までの2年間とする。
2. 構成組織の事情および個々の理由によって、連合神奈川の役員を離任するときは、出身構成組織から役員を補充することができる。
補充された役員は、専従役員を除きすべて執行委員とし、五役の補充は至近の中央委員会または大会で補充する。
五役以外の補充は、五役会議・執行委員会で行い、その後の中央委員会または大会において承認を求めるものとする。
3. 欠員が生じ補充された任期は、前任者の残存期間とする。
4. 前項のいずれの場合も、再選されることを妨げない。

2026 年度 連合神奈川女性委員会役員一覧

【役員一覧】

役 職 名		氏 名	ふりがな	産別名
委 員 長		村 上 優 子	むらかみ ゆうこ	神教協
副 委 員 長		山 崎 泉	やまざき いずみ	情報労連
事 務 局 長		吉 成 由 佳	よしなり ゆか	電機連合
事 務 局 次 長	新	五 十 嵐 香 子	いがらし ここ	自治労
幹 事	新	齋 藤 美 樹	さいとう みき	J P 労組
	新	吉 川 圭 太	よしかわ けいた	U A ゼンセン
		宮 田 知 恵	みやた ともえ	自動車総連
		菅 波 志 保	すがなみ しほ	JAM
		上 野 一 美	うえの かずみ	神教協
	新	浅 田 涼 花	あさだ りょうか	基幹労連
		中 島 美 子	なかじま よしこ	J E C 連合
		磯 崎 律 子	いそざき りつこ	運輸労連
	新	村 田 祐 美 子	むらた ゆみこ	電力総連
		近 野 美 和	こんの みわ	全駐労
		菅 野 直 樹	かんの なおき	海員組合
	新	栗 原 佑 一	くりはら ゆういち	全印刷
		上 石 学	かみいし まなぶ	ヘルスケア労協

*新：直近の幹事会にて交代を確認した方を含みます。

*四役・幹事（委員長を除く）の選出は、総会後も可能とします。

<参考：退任役員>

吉田 摩澄（J P 労組）

野老山真実（U A ゼンセン）

柘植香菜子（基幹労連）

鬼塚 由依（電力総連）

瀬戸 隆太（全印刷）